

フリーランス法施行に伴う契約方法について

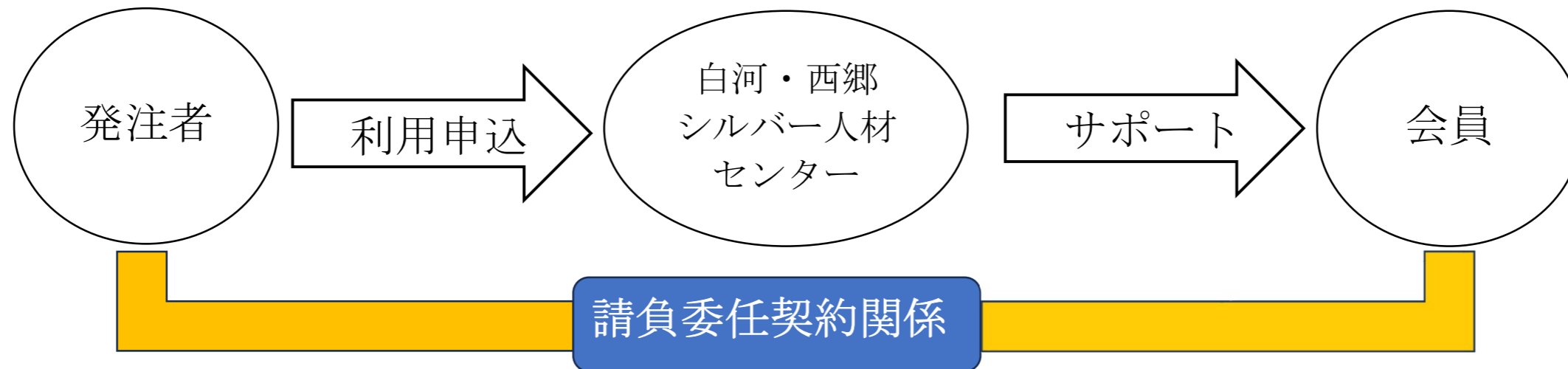
特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律（フリーランス法）が令和6年1月1日に施行され、会員も該当します。

○フリーランス法とは

- ・フリーランス法は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されました。請負・委任契約で仕事をしているシルバー人材センター会員もフリーランスとなります。ただし、派遣での仕事は該当しません。

○請負・委任の契約方法について(三者間の包括契約)

- ・発注者と会員の間には契約関係が生じるようになり、センターは会員と発注者の間に入り、調整のサポートをする役割となります。
- ・発注者はシルバー人材センター利用規約と会員業務就業規約に同意の上、センターと利用契約を結びます。



○消費税について

- ・シルバー人材センターの料金は
①センター業務委託料
②会員業務委託料
の2種類があります。

契約方法の変更により、センター業務委託料については、消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、会員業務委託料については、会員は基本的に年間の課税売上高が1千万円以下の『免税事業者』であるため、適格請求書（インボイス）を交付することができません。

そのため、会員業務委託料にかかる消費税をご負担いただくこととなります。